

小規模事業者持続化補助金 事業者向け説明会開催のご案内

この度の新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業者向けの設備投資・販路開拓支援策の一環として「小規模事業者持続化補助金」の公募が前倒しとなり、令和2年3月13日(金)より受付が開始されます。

宇部商工会議所では、事業者様向けの緊急対策として同補助金の申請方法に関する説明会を当所経営指導員が行います。下記の内容をご確認のうえ、申請をご希望の方はお申込みくださいますようお願い申し上げます。

<開催日時>

令和2年3月16日(月) 14:00~15:00
 // 19:00~20:00
 令和2年3月18日(水) 14:00~15:00
 // 19:00~20:00

※いずれの回も同じ内容となります。
 ※パソコンでの申請書作成を前提とした内容です。

<開催場所>

宇部商工会議所 202 会議室

<定員>

各回 10 名 (1 社 1 回に限ります。)

※マスクの着用等にご協力ください。
 ※E-mail アドレスが分かる物と印鑑をご持参下さい。

◆補助金の内容 (申込締切 3/31 ※当日消印有効)

経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取り組みに対して補助されます。

上限 **50** 万円 (補助率 2/3)

◆補助対象となる経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料等購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費
 ※パソコンなど汎用性が高いものは対象となりません。

◆対象となる取り組み例

- ①新たな販売促進用のチラシ作成や広告
- ②新たな商品の開発
- ③新たな商品・サービスを提供するための機械装置購入
- ④ネット販売システムの構築 etc

◆対象となる方

業種ごとの常時使用する従業員数が基準です。

商業・サービス業 5人以下
 宿泊業・娯楽業 20人以下
 製造業その他 20人以下 の事業者の方

※医療等対象とならない業種もあります。
 ※新型コロナウイルス感染症に伴う売上減少や事業承継に伴う加点が適用される場合があります。

◆補助金申請時の注意点

- ①申請書提出後の審査結果発表は、5月中旬の見込みとなっております。あくまでも見込みとなりますので今後変更の可能性はあります。
- ②補助事業に係る支出は、審査結果後でなければ認められません。
- ③補助金の受領は、事業を終えて実績報告を行った後になります。受領まで立て替えが必要です。

小規模事業者持続化補助金 事業者向け説明会 参加申込書 (FAXにてお申し込みください)

事業所名		参加者名	
TEL		FAX	
参加日時	<input type="checkbox"/> 3/16(月)14時~ <input type="checkbox"/> 3/16(月)19時~ <input type="checkbox"/> 3/18(水)14時~ <input type="checkbox"/> 3/18(水)19時~		

一つだけ選択してください

【お問い合わせ先】 宇部商工会議所 中小企業相談所 TEL:0836-31-0251 FAX:0836-22-3470

※ご記入いただいた情報は、宇部商工会議所で厳重に管理し、本説明会に関するご連絡のみに使用いたします。
 ※今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては説明会を中止する場合がございますので予めご了承下さい。その際には、改めてご連絡いたします。